

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年2月1日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	谷 沢 千 賀 子
同	大 星 なるみ

記

1 措置の通知

平成29年度定期監査（危機管理課）の結果に対する措置の通知

平成30年1月18日付け八危第211号

平成29年度定期監査（市議会事務局）の結果に対する措置の通知

平成30年1月22日付け八議第625号

平成29年度定期監査（選挙管理委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成30年1月18日付け八選管第355号

平成29年度定期監査（農業委員会事務局）の結果に対する措置の通知

平成30年1月16日付け八農委第61号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容
危機管理課

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 八尾市防犯灯整備補助金等交付に係る事務について</p> <p>(1) 八尾防犯協議会に対して交付している八尾市防犯灯整備補助金等において生じた預金利息については、例年繰り越されているので、適切な会計処理を検討すること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>市が交付した補助金から生じた預金利息に係る繰越金については、平成29年度末の精算時に返納予定です。</p>
<p>(2) 八尾防犯協議会から提出を受けた収支決算書において、執行額はなかったものの事業経費に該当しない支出項目が記載されていたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 11 月 28 日)</p> <p>八尾防犯協議会に対し、補助金の趣旨や適切な事務手続について指導しました。今後、補助金の申請や実績報告の提出があったときは、事業目的に沿った執行になっているか、十分かつ慎重に審査を行います。</p>
<p>2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>(1) 行政財産目的外使用許可書における不服申立てをすることができる期間等の教示について、平成 28 年 4 月 1 日施行の行政不服審査法が適用されるべきところ、改正前における不服申立ての制度等の教示をしているのが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 27 日)</p> <p>不服申立て等について、現行の行政不服審査法に基づき教示するよう行政財産目的外使用許可書の様式を改訂しました。</p>
<p>(2) 伺書の決裁区分が誤っていたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 27 日)</p> <p>課内で周知を行い、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>(3) 申請書等について、收受処理を行っていなかったため、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 27 日)</p> <p>課内で周知を行い、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>3 契約事務について</p> <p>契約締結に係る伺書等において、次のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているもの。</p> <p>② 随意契約において、2 者以上の見積りを徴取すべきもの。</p> <p>③ 随意契約において、相手方選定理由の記載内容が不十分なもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成 29 年 7 月 27 日)</p> <p>課内会議において周知を行い、伺書において、随意契約理由や相手方選定理由について決裁者による十分な確認を行うように改めました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過	
<p>4 備蓄物資の管理について</p> <p>(1) 備蓄物資について、管理表と防災備蓄倉庫内現品の数量に差が生じているもの等が見受けられた。市内複数施設に分けて備蓄している物資全体の管理台帳を作成するとともに、備蓄スペースには限りがあることから、消耗品等使用期限の定めがない物資についての備蓄方法等について検討し、計画的な管理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 8 月 31 日）
<p>(2) 防災備蓄倉庫等で保管している備蓄物資については、災害時に備え、誰もが容易に物資の場所を把握、搬出できるよう常時整理整頓する等、適切な管理に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 8 月 31 日）
<p>5 備品の管理について</p> <p>(1) 備品台帳に登録されているものの、現品との照合ができないものが多数見受けられたので、適切な管理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 8 月 31 日）
<p>(2) 平成 28 年度中に寄附を受けたものについて、備品登録すべきところされていなかったため、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 5 月 26 日）
		備品登録を行いました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容
市議会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過
1 契約事務について 会議録作成業務に係る委託契約書において、委託料の算定方法に関し不十分なものが見受けられたので、より適切な契約事務を行うこと。	措置状況 1. 措置済（平成 30 年 1 月 10 日） 委託料の算定方法をより明確化するよう改めた契約書の原案を作成し、次期契約締結の準備を完了しました。

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容
選挙管理委員会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 契約締結に係る伺書等において、次のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているもの。</p> <p>② 随意契約において、2 者以上の見積りを徴取すべきもの。</p> <p>③ 随意契約において、相手方選定理由の記載内容が不十分なもの。</p> <p>④ 日付のない見積書や請書を受領しているもの。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>局内会議において周知を行い、2 者以上からの見積り徴取や受領した書類の内容確認を徹底するよう改めました。また、随意契約の適用条項及び相手方選定理由等について、決裁者による十分な確認を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 随意契約による業務委託契約の締結において、競争入札に付することが不利とは言い難いものが見受けられたので、競争性を確保するよう契約方法等を検討すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>統一地方選挙等の予定された期間の中で準備を進めることのできる選挙においては、競争性が発揮できるような契約方法とするよう改めました。</p>
<p>(3) 「随意契約の公表指針」により、随意契約を行った場合は時期を定めて公表することとされているが、公表されていなかったため、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 4 月 20 日）</p> <p>平成 28 年度分の随意契約については、公表を行いました。今後は、複数職員で確認を行うなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>2 一般競争入札に係る資格審査事務について</p> <p>入場整理券印刷関連業務の入札において、同種業務の履行実績を入札参加資格要件としているが、その実績確認が不十分なものが見受けられたので、適正な事務を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>入札における資格審査については、複数職員で要件等の確認を徹底するなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>3 投票所の施設使用料の支払事務について</p> <p>投票所として民間施設を借り受ける場合の使用料については、基準を設けて金額を定めているが、この基準にない金額で支払をしている施設が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>貸館を目的としていない民間施設を借り受ける場合の使用料について、新たに基準を定めました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>4 選挙人名簿抄本閲覧に関する事務について</p> <p>(1) 選挙人名簿抄本の閲覧において、政治活動を目的とする申出については、閲覧承認に係る決裁が行われていないので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>選挙人名簿の閲覧承認について、決裁を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 閲覧申出書において、閲覧事項の管理方法についての記載内容が不十分なもの等が見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>平成 30 年度より、閲覧事項の管理方法欄について、自由記載から選択方式に改めるなど申出書の様式を改めます。</p>
<p>5 築留土地改良区総代会総代選挙に係る事務について</p> <p>(1) 築留土地改良区総代会総代の選挙については、本市選挙管理委員会の管理のもとに行っているが、その選挙事務を管理するため要する経費を市の歳入歳出予算として計上していないので、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>関係団体との調整を行い、平成 31 年度予算の要求時に歳入歳出予算に計上する予定です。</p>
<p>(2) 選挙管理委員会が築留土地改良区に提出した選挙事務の管理に要する経費の見積書において、金額の算定根拠が明確でないので、適切な事務処理を行うこと</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>次回選挙から、見積書において金額の算定根拠を明確に記載するよう検討しております。</p>
<p>(3) 総代選挙候補者の立候補の届出において、受付処理がされていないので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>総代選挙候補者の立候補の届出において、受付日時の記載を徹底するよう改めました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>6 文書事務について</p> <p>伺書の作成、收受文書の取扱い等において、以下のような事務処理が見受けられたので、八尾市選挙管理委員会に関する規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伺書の決裁区分が誤っているもの、決裁が漏れているもの。 ② 伺書の施行日や完結日の記載がないもの、誤っているもの。 ③ 伺書の公開の区分が誤っているもの。 ④ 起案番号簿や文書処理簿に修正テープを用いているものや、訂正印を押印せずに訂正しているもの。 ⑤ 文書処理簿に処理経過の記載がないもの。 	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 8 月 9 日）</p> <p>局内会議において周知を行い、八尾市選挙管理委員会に関する規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>7 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや所在が確認できないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 12 月 15 日）</p> <p>備品台帳と現品との照合確認を行い、備品登録がされていないものについては、備品登録を行いました。また、所在が確認できなかったものについては、廃棄したことを確認したため廃棄手続を行い、備品シールのないものについては貼付しました。</p>

平成 29 年度定期監査の結果に対する措置の内容
 農業委員会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過
<p>1 農地基本台帳に基づく証明書発行に係る事務について 証明書を発行する際の申請者及び代理人の本人確認等について、あらかじめ定められた取扱いがされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 7 月 28 日） 農地基本台帳に基づく証明書発行の際には、個人情報保護の観点から本人来庁の場合は本人確認、代理人が来庁した場合は委任状及び代理人確認が必要であることを、事務局内会議において周知しました。また、複数の職員でのチェックを徹底するよう改めました。 市民に対しては事務局カウンターに文書を掲示し、窓口や電話の問合せにおいても、上記の内容を説明するよう事務処理方法を改めました。</p>
<p>2 文書事務について 伺書の作成、收受文書の取扱い等において、以下のような事務処理が見受けられたので、八尾市農業委員会事務局規程に基づき適正な事務処理を行うこと。 ① 伺書に根拠資料が添付されていないもの。 ② 伺書の起案時期が適切でないもの。 ③ 伺書の決裁日より前に文書を発送しているもの。 ④ 收受文書の受付処理が漏れているもの。 ⑤ 文書処理簿に発信処理の記載が漏れているもの等。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 29 年 7 月 28 日） 事務局内会議において周知を行い、指摘事項及び今後の注意点を確認し、八尾市農業委員会事務局規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p>